

**入札参加資格審査申請の手引き**

測量  
建設コンサルタント  
地質調査  
補償コンサルタント  
建築設計

**令和6・7年度定期認定分  
(令和6年4月1日認定)**

# I 提出手続

## 1 受付期間及び受付場所

- (1) 県内業者（宮崎県内に本店を置く業者）

期間：令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）まで

場所：本店所在地を管轄する各土木事務所又は西臼杵支庁の総務課  
(受付場所の住所)

宮崎土木事務所 総務課	〒880-0805	宮崎市橘通東1-9-10
日南土木事務所 総務課	〒887-0031	日南市戸高1-12-1
串間土木事務所 総務課	〒888-0001	串間市大字西方8970
都城土木事務所 総務課	〒885-0024	都城市北原町24-21
小林土木事務所 総務課	〒886-0004	小林市細野367-2
高岡土木事務所 総務課	〒880-2221	宮崎市高岡町内山3100
西都土木事務所 総務課	〒881-0005	西都市大字三宅字下鶴9451
高鍋土木事務所 総務課	〒884-0002	児湯郡高鍋町大字北高鍋中須ノ三3870-1
日向土木事務所 総務課	〒883-0046	日向市中町2-14
延岡土木事務所 総務課	〒882-0872	延岡市愛宕町2-15
西臼杵支庁 総務課	〒882-1101	西臼杵郡高千穂町大字三田井22

- (2) 県外業者（宮崎県外に本店を置く業者（宮崎県内に支店がある者を含む））

期間：令和5年11月1日（水）から令和5年11月10日（金）まで

場所：県土整備部管理課建設業審査担当（宮崎県庁防災庁舎9階）  
(受付場所) 〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

## 2 提出書類

提出書類：○（必須）、□（該当者は必須）、△（県内に営業所を置く者）

※ P3「II 提出書類一覧」を参照してください。

※ 様式に㊟と記載のないものについては、押印不要です。

## 3 申請書の綴じ方等

提出書類はすべてA4サイズにして提出してください。

下記「II 提出書類一覧」の一覧表の番号順に並べ、左側長辺に2か所穴を開けた上で、綴じ紐により綴じてください。

なお、ファイル等に綴じたり、ステープラー（ホッチキス）等で留めないでください。

※ ただし、営繕課提出用はステープラー（ホッチキス）で留めてください。

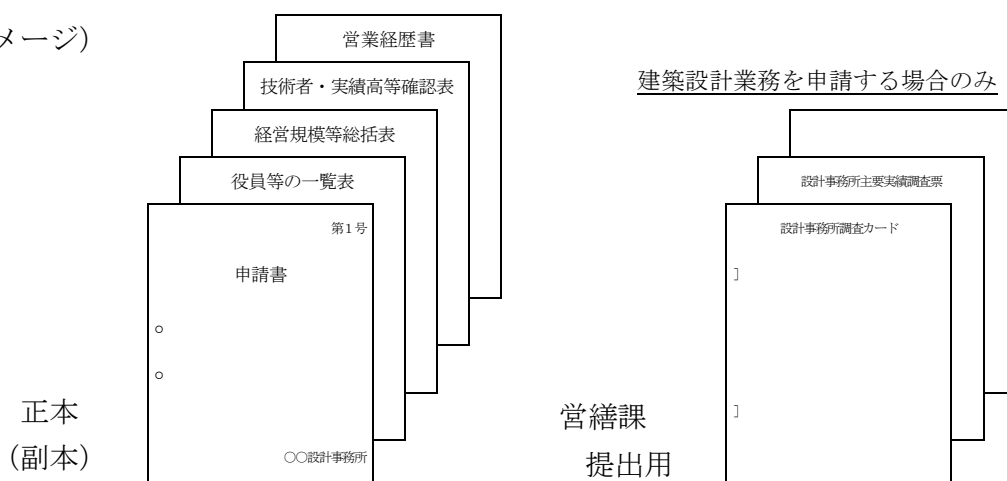
## 4 提出部数

正本 1部

副本 1部（副本は受付後に返却する。正本一式のコピーで可。）

営繕課提出用 1部（建築設計業務を申請する場合のみ提出してください。）

(イメージ)



## 5 提出方法

受付場所へ持参又は郵送してください。

※持参の場合は受付場所の開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

### 郵送する場合の留意事項

- (1) 封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きの上、一般書留等、記録が残る配達方法により送付してください。  
※ 受付場所の住所は「1 受付期間及び受付場所」をご確認ください。
- (2) 上記「5 提出部数」の部数（正本1部、副本1部、営繕課提出用1部）を送付し、受付後の副本返信用封筒を同封してください。（返信用封筒には、返送用切手（副本の返送が可能な金額）を貼付してください。当方では郵送料は負担しません。）
- (3) 上記「1 受付期間及び受付場所」の受付期間中に送付してください。（受付期間中の消印があるもののみを有効とします。）
- (4) 書類不備等により入札参加資格の認定を受けられない場合があるで、郵送の際は、提出書類の確認に御注意してください。

## 6 資格認定の時期、有効期間

- (1) 資格認定日  
令和6年4月1日
- (2) 有効期間  
令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

## 7 その他

- (1) 提出書類のうち、宮崎県で独自に様式を定めているものについては、県が示した様式を使用してください。指定の様式以外を提出した場合は書類不備として取り扱うので注意してください。ただし、「技術者経歴書（様式第5号）」については、国土交通省様式で代用して構いません。様式は宮崎県ホームページからダウンロードしてください。
- (2) 提出書類以外の書類（会社のパンフレット等）は提出しないでください。
- (3) 提出書類に記載された内容に明らかな誤りがある場合等、申請者に通知せず、職権で書類の訂正を行うことがあります。

## 8 問合せ先

宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当 電話番号 0985-26-7176

## II 提出書類一覧

提出書類：○（必須）、□（該当者は必須）、△（県内に営業所を置く者）

	書類の名称	県内業者	県外業者
①	入札参加資格審査申請書 様式第1号	○	○
②	役員等の一覧表 様式第1-2号	○	○
③	経営規模等総括表 様式第2号	○	○
④	技術者・実績高等確認表 様式第3号	○	○
⑤	営業経歴書 様式第4号	○	○
⑥	技術者経歴書 様式第5号	○	○
⑦	法人の場合 登記簿謄本（現在事項証明書）の写し	○	○
⑧	業務に関し登録を受けていることを証する書面の写し	□	□
⑨	県税納税証明書（全税目に未納がないことの証明）の写し	○	△
⑩	消費税及び地方消費税納税証明書（その3関係）の写し	○	○
⑪	社会保険への加入を証する書類、完納証明書※写し可	○	○
⑫	雇用保険への加入を証する書類、完納証明書※写し可	○	○
⑬	個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）	○	△
⑭	財務諸表（B/S、P/L、株主資本等変動計算書、注記表）	○	○
⑮	業態調書（資本関係・人的関係にある企業情報に関する書類）（様式第19号）	○	○
⑯	営繕課提出用 設計事務所調査カード	□	□
⑰	営繕課提出用 設計事務所主要実績調査票	□	□

## III 提出書類に関する注意事項

### 1 申請することができる者について

- ・ 基準決算日：令和4年8月1日から令和5年7月31日の間に決算日をもつ事業年度があること。
- ・ 入札参加資格の認定を受けようとする業務について申請日時点で測量法、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程、建築士法、不動産の鑑定評価に関する法律等に関する登録を受けていること。
- ・ 県税、消費税及び地方消費税に未納がないこと
- ・ 社会保険（健康保険・厚生年金）に加入しており、未納がないこと。  
（加入義務のない者を除く。）
- ・ 雇用保険に加入しており、未納がないこと。（加入義務のない者を除く。）

### 2 登記簿謄本（現在事項証明書）について

法人の場合のみ提出してください。個人事業者は提出不要です。

証明年月日は令和5年7月1日以降のものに限ります。証明書は写しでも可です。

### 3 申請日時点で、業務に関し登録を受けていることを証明する書面の写しについて

測量法、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程、建築士法、不動産の鑑定評価に関する法律等に関する登録の通知書または証明書の写しを提出してください。

宮崎県内に営業所（支店）がある場合はその営業所（支店）の登録内容が確認できるものを併せて添付してください。

- (例) ・コンサルタント現況報告書  
 ・登録申請書別表  
 ・測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類別表第十二  
 ・測量業者登録申請書別紙

※ 認定を希望できる部門（「希望部門」）は、上記の登録を受けている部門（「登録部門」）と同一の業種区分に属するものに限ります。

※ 建築設計のうち、設備部門の希望を申請する場合は、建築士事務所の登録があること、又は建築設備士が在籍していることが確認できれば良いので、必ずしも建築士事務所の登録通知書等を添付する必要はありません。

※ 不動産鑑定部門は、不動産鑑定業の登録を受けている場合のみに認定を希望できるので注意してください。

4 県税納税証明書について ※県内に営業所を置かない県外業者は不要です。

宮崎県の個人県民税及び地方消費税を除く全税目の徴収金（本税のほか、延滞金等を含む。）について未納がない旨の証明を受けること。（他都道府県の納税証明書は不要）

なお、証明年月日が令和 5 年 7 月 1 日以降のものに限る。証明書は写しでもよい。

県 税 納 税 証 明 の 取 得	各県税・総務事務所	
	名称	電話番号
	宮崎県税・総務事務所	0985-26-7271
	日南県税・総務事務所	0987-23-3771
	都城県税・総務事務所	0986-23-4516
	小林県税・総務事務所	0984-23-3194
	高鍋県税・総務事務所	0983-23-0213
	日向県税・総務事務所	0982-52-4148
	延岡県税・総務事務所	0982-35-1811

5 消費税及び地方消費税納税証明書（その 3 関係）について

消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。

なお、証明年月日が令和 5 年 7 月 1 日以降のものに限る。証明書は写しでもよい。

(証明書は、「その 3」関係のみ受け付けます。その 3 の 2、その 3 の 3 でも可です。

その 1、その 2、その 4 では受け付けません。)

消費税及び地方消費税証明の取得	最寄りの税務署			
	税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
	宮崎	0985-29-2151	日南	0987-22-3671
	都城	0986-22-4377	小林	0984-23-3126
	高鍋	0983-22-1373	延岡	0982-32-3301

## 6 社会保険完納証明書等について

法人事業所及び従業員が5人以上の個人事業所については、下表に従い社会保険への加入を証する書類、社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の完納証明書又は納入証明書等の書類を提出すること。証明書等は写しの提出でもよい。

完納を証する期間は、基準決算日（R4.8.1～R5.7.31の間にある決算日）以前1年間の保険料等の完納を証する書類を添付すること。

## 7 雇用保険完納証明書等について

従業員（法人事業所では役員を除く、個人事業所では専従者等の同居親族等を除く）を1人でも雇用する事業所は、下表に従い雇用保険への加入を証する書類（雇用保険適用事業所設置届事業主控、労働保険概算・確定保険料申告書等）、雇用保険料の完納証明書又は納入証明書等の書類を提出すること。証明書等は写しの提出でもよい。

完納を証する期間は、基準決算日（R4.8.1～R5.7.31の間にある決算日）以前1年間の保険料等の完納を証する書類を添付すること。

### 【6・7について】

完納の証明が必要な期間は、次のとおりです。

決算月	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7
証明を要する期間	R3.9 ～R4.8	R3.10 ～R4.9	R3.11 ～R4.10	R3.12 ～R4.11	R4.1 ～R4.12	R4.2 ～R5.1	R4.3 ～R5.2	R4.4 ～R5.3	R4.5 ～R5.4	R4.6 ～R5.5	R4.7 ～R5.6	R4.8 ～R5.7

例：R4.9.30決算の場合はR3.10からR4.9までの1年間分の完納証明が必要です。

## 8 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書【様式第6号】について

※県内に営業所を置かない県外業者は不要です。

従業員から特別徴収して納付した個人住民税の領収証書の写しを添付すること。

領収証書がない場合は、様式記載の内容のいずれかについて市町村から確認を受けること。

## 9 財務諸表について

法人にあつては、令和5年7月31日以前の最新の決算日の直前1事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表を提出すること。

個人にあつては、令和4年12月31日を決算日とする貸借対照表及び損益計算書を提出すること。

## 10 業態調書（資本関係・人的関係にある企業情報に関する調書）

本県では、資本関係又は人的関係がある複数の者について、同一入札への参加を制限しており、資本関係又は人的関係がある者の有無を把握するため、資本関係又は人的関係がある者の有無にかかわらず、業態調書を提出してください。

資本関係・人的関係の基準は、以下の(1)から(3)のとおりです。

### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ ただし、子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の

会社である場合は除く。

**【親会社・子会社の定義】**

親会社	会社等が株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等（会社法第2条第4号の規定による親会社。ただし、同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。）
子会社	会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等（会社法第2条第3号の規定による子会社。ただし、同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。）

※ 会社等…会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）  
その他これらに準ずる事業体（会社法施行規則第2条第3項第2号）

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※ ただし、①については、会社の一方が更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

**【役員 の 定義】**

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人
- ④ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しない。

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

■ **業態調書の記入方法**

- ・ 業態調書の提出日時点での資本関係・人的関係の状況について記入してください。
- ・ 上記2「資本関係・人的関係の基準」のいずれかに該当する者がある場合は、「該当あり」の口に「レ」を記入の上、必要事項を記入してください。いずれの基準にも該当しない場合は、「該当なし」の口に「レ」を記入してください。
- ・ 宮崎県が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント等の入札参加資格審査を申請する者又は入札参加資格を有する者について記入してください（申請者と資本関係又は人的関係がある者であっても、その者が宮崎県の入札参加資格審査を申請しない、又は入札参加資格を有しない場合は、記入は不要です。）。

① 「1 資本関係がある者」欄について

- ・ 申請者が「親会社」、「子会社」又は「親会社を同じくする他の者」を有する場合に記入してください。
- ・ 「親会社」欄には、申請者の親会社について、「子会社」欄には、申請者の子会社について、「親会社を同じくする他の者」欄には、申請者と親会社を同じくする他の者について記入してください。

② 「2 人的関係がある者」欄について

- ・ 申請者の役員が、他の会社の役員を兼ねている場合に記入してください。

■ 記入上の注意

- ・ 資本関係又は人的関係がある者の有無にかかわらず、業態調書を必ず提出してください。
- ・ 業態調書に虚偽の記載や、記載すべき事項の記載をしていなかった場合には、入札参加資格停止の対象となりますので、記載誤りや記載漏れがないよう確認の上、提出してください。
- ・ 業態調書の提出後に資本関係又は人的関係に変更があった場合は、変更後の内容について業態調書を作成の上、変更の事実が発生した日から2週間以内に宮崎県管理課に提出してください。

11 設計事務所調査カード、設計事務所主要実績調査票（営繕課提出用）について

「建築設計」業務の入札参加資格審査を申請する場合のみ提出すること。

II 提出書類一覧の①～⑮の提出書類とは必ず別綴じとしてください。

※ なお、営繕課提出用「設計事務所調査カード」「設計事務所主要実績調査票」については、直接営繕課にお問い合わせください。

宮崎県県土整備部営繕課建築計画担当 電話番号 0985-26-7548